

## 私立学校における児童生徒の権利擁護に関する実態調査報告書

令和7年6月9日

NPO 法人 School Liberty Network

この報告書は、私立学校における児童生徒の権利擁護の現状について調査し、必要な制度改革を求めるものである。

2022年12月には、生徒指導提要が改訂され、校則のホームページでの公開や校則見直しの際に児童生徒の意見を聴取し、絶えず見直していくことが明記された。また、2023年4月には、こども基本法が施行され、すべての子どもが「心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指す旨が明記された。2024年4月1日の参議院決算委員会では、盛山正仁文部科学大臣（当時）が生徒指導提要について、「国公私立の別を問わず当てはまる」と答弁し、私立学校においても当てはまる旨を明言した。

しかし、弊法人が開設している相談窓口寄せられる相談の9割以上が私立高校に通う生徒からの相談であり、教員から「私学は子どもの権利条約もこども基本法も関係ない」といった発言もあったとの報告も受けている。また、いじめ問題においても、私立学校では第三者が介入する制度はなく、公立学校と比較して隠蔽が起きやすい体質がある。加えて、私立学校で人権侵害事案が起きた場合の救済機関は存在しておらず、いずれの行政窓口でも、たらい回しにされる、もしくは相談を受けても強制力がなく事実上効果がないということがほとんどであることが報告されている。加えて、私立学校における「理不尽校則」の違法性を訴えた訴訟でも、「私学の自主性」を理由に訴えは退けられている。

こうした背景には、戦後、先の大戦の反省を踏まえて制定された私立学校法で保障された「私学の自主性」が、「私学の治外法権性」を生み出し、行政や政治にとっても「アンタッチャブル」な存在になってしまっているという問題がある。当然、私学の自主性は最大限担保されるべきものではあるが、人権侵害やいじめ事案に関しては、私学であっても行政や公的な第三者機関が適切に介入できる仕組みづくりをしていくことが必要であると考えられる。

## 目次

・調査手法と対象

・用語の定義等

### 1. 私立学校における児童生徒の権利を擁護するために必要な制度

a. 相談窓口の設置

b. 私立学校法改正・通知発出

c. 学校教育法改正

d. いじめ防止対策推進法改正

e. 子どもの権利を擁護するための公的な第三者機関の設置と私立学校への運用

### 2. 諸外国の事例

### 3. まとめ

### 4. 賛同人・賛同団体一覧

補足資料：私立学校における権利侵害事案の主な例

a. 理不尽校則を問題提起した生徒会長が任期途中で解任された事例（高校・東京都）

b. 理事長が保護者に暴言を吐く、自身に反論した生徒を退学処分するなどした事例  
（中学、高専等・東京都）

c. 男女交際禁止校則によって自主退学処分を受けた生徒が校則の無効性を訴えた裁判  
で生徒側が敗訴した事例（高校・東京都）

d. いじめ対応が不適切だったとして県で再調査委員会が設置された事例（中学校・奈良県）

e. いじめ被害にあった生徒を「問題行動のある生徒」と断定し適切な対応を行わなかった事例（中学校・東京都）

f. 顧問等による「いじめ」を学校側が無視している事例（高校・新潟県）

g. 複数の教員による性加害に学校が適切な対応をしなかった事例（高校・東京都）

h. 校内で発生したいじめ自殺事案に関する第三者委員会報告書を学校側が拒否した事例（高校・長崎県）

i. 加害校主体による背景調査の限界と私学における制度的課題を含む生徒自死の事例  
（中学校・東京都）

j. その他の事例

補足資料：私立学校における児童生徒の権利擁護に関連する法令（一部）

補足資料：韓国における児童生徒の権利擁護に関連する法令（一部）

## 調査手法と対象

2021年12月から2025年5月にかけて、NPO法人School Liberty Networkが問題当事者へのヒアリングや文献調査などを用いて行ったもの。

ヒアリング対象：27名（保護者14、児童生徒8、教員2、研究者2、記者1）

対象校：16校（東京8、神奈川3、奈良1、新潟1、長崎1、埼玉1、三重1）

## 用語の定義等

・本報告書における私立学校とは、基本的に小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校のことを指すが、幼稚園・大学・高等専門学校においても当てはまる場合があり、必ずしもその例外ではない。

・本報告書における権利侵害とは、いじめ放置、不適切指導、ハラスメント、性加害、理不尽校則、不実告知、その他適性を欠く学校運営などによって児童生徒の権利が侵害されている状態のことを指す。特に学校においては、子どもの権利条約の第12条（意見を表す権利）、第13条（表現の自由）、第14条（思想・良心・宗教の自由）、第15条（結社・集会の自由）、第16条（プライバシー・名誉の保護）、第17条（適切な情報の入手）、第19条（あらゆる暴力からの保護）、第22条（難民の子ども）、第23条（障害のある子ども）、第24条（健康・医療への権利）、第28条（教育を受ける権利）、第29条（教育の目的）、第30条（少数民族・先住民の子ども）、第31条（休み、遊ぶ権利）、第40条（子どもに関する司法）並びに憲法における幸福追求権、教育を受ける権利等が当てはまる。国や行政、学校は、児童生徒がこれらの権利を認識し、正当に行使できるような環境整備を行うべきであり、これらの権利を国や行政、学校側が侵害することはあってはならない。

## 4. 私立学校における児童生徒の権利を擁護するために必要な制度

ヒアリングにより明らかになった私立学校における（主に在籍する児童生徒に対する）権利侵害事案に共通する問題点として、以下の6点があげられる。

- ・ 権利侵害を受けたときに相談できる窓口が明確ではない
- ・ 権利侵害事案に対して、実効力をもって介入できる公的機関が存在しない
- ・ 権利侵害を放置する学校に対するペナルティがない
- ・ 「私学の独自性」「教育方針」という名の下で権利侵害が容認されやすい傾向にある
- ・ 閉鎖的な環境になりやすく、権利侵害が発生しても情報が表に出にくい
- ・ 児童生徒や教員の身分が不安定である特性上、意見表明権が阻害されやすい

これらの課題を解決するためには様々な方法が考えられるが、以下に記したような複数の方法を併用して行っていくことが必要だと考える。

### a. 相談窓口の設置

公立学校には教育委員会などの相談窓口があり、実際に東京都には東京都教育相談センターの「学校問題解決サポートセンター」という窓口が学校だけでは解決が困難な問題についての相談を請け負っている。対応が難しい場合でも議員や首長への相談で解決する例も多い。一方、私立学校には誠実な対応がなされない場合の相談先が乏しく、所轄する都道府県の担当部署も相談対応の専門機関ではないため、十分な対応が期待できないことが多い。加えて、担当部署の職員も専門の相談員ではないため、日々舞い込んでくる私立学校に関する相談に対して、適切に対応するスキルを持ち合わせていない可能性がある。

入学前の説明と異なる教育が行われた補足資料 a の事例では、保護者が消費者センターに相談したが、「退学に伴う返金」といった対応しかできないと回答された。法務省の人権相談窓口にも私立学校に詳しい相談員はおらず、満足な対応は得られなかった。さらに補足資料 f の事例では、市の教育委員会は「私立は管轄外」とし、保護者が市の「子どもの権利相談室こころのレスキュー隊」に相談したものの、解決にはつながらなかった。

私立学校が所在する市区町村でも「管轄外」として対応されないことが多く、補足資料bの事例では、所在する市の市議会において、市の子どもの権利条例を適用するなどの対応ができないかという質問がなされたが、「他の法令等のように客観的な基準に基づき、違反するかしないかを判断するものではない」（市長答弁）とのことから、解決に繋げることはできなかった。公立でも行政対応に限界はあるが、教育委員会や議会が関与しやすい体制がある点で私立よりは解決されやすい。更に、いじめ重大事態となった場合、私立であっても文科省への報告は求められているが、直接介入ができるわけではない。

私立学校で権利侵害があった場合、多くは弁護士への相談や司法での解決が図られるが、生徒自身が弁護士に相談するのは心理的・経済的なハードルが高く、特に保護者の理解や支援が得られない未成年者にとっては困難である。たとえ保護者の支援があっても、弁護士費用は家庭の経済力に左右され、権利侵害を受けた上に費用面でも大きな負担を強いられる。こうした背景から、本人訴訟を行う保護者もいるが、学校側は弁護士を立てるため、知識・経験の面で不利になりやすい。弁護士が無償で支援するケースもあるが、例外的であり、持続可能な状態とは言えない。更に補足資料cの事例では、司法における判決として、男女交際禁止の校則が有効であり、違反への対応も学校側の裁量に委ねられると判断された。この判決は、私立学校の「独自性」や「教育方針」を尊重し、権利侵害に対する司法の介入が難しいことを示している。過去の判例も学校側の立場を支持しており、私立学校の権利侵害に対する介入を控える傾向が続いている。さらに、裁判には時間がかかり、在学中の生徒にとっては不利益を被るリスクもあるため、司法へのアプローチは必ずしも最適とは言えない。「私立学校に通う家庭は経済的に余裕がある」との見方もあるが、私学無償化が実現した現在、今後ますます多様な家庭が私立学校に通うようになることが予想される。したがって、経済状況にかかわらず、誰もが安心して学べる環境を保障するためにも、私立学校の権利侵害に対応できる公的な相談窓口の設置が求められる。

## **b. 私立学校法改正・通知発出**

公立学校では、教育委員会が校長や教員の人事権を持ち、規程違反があれば学校教育法第14条に基づき命令も可能など、制度上、学校の「暴走」を抑える仕組みがある。一方、私立学校は私立学校法第5条において、学校教育法第14条の適用外と定められており、都道府県知事も命令権を持たず、担当部署ができるのは行政手続法に基づく行政指導（事実確認・助言・勧告など）に限られる。実際、担当部署が対応しても学校が従わず、状況が改善されない事例も多い。都道府県の担当部署は私立学校の人事に関与できないため、「暴走」の改善は学校法人内での自浄作用に期待するしかなく、それが見込めない場合、権利侵害を受けた児童生徒は半永久的に救済されること

はない。不適切指導等の権利侵害を行った教員が処分されなかった場合は、また新たな類似事案が発生する危険がある。

さらに、いじめ重大事態の事案においても都道府県や文科省が法的責任を負わない構造があり、私立学校における権利侵害の救済は非常に限定的なものとなっている。補足資料 h の事例では、生徒のいじめ自殺事案への対応が不適切だったとして、遺族が県職員を通報したが、県は法的義務がないことを理由に違法性を否定。文科省も「私立には直接介入できない」とし、私立学校・都道府県・文科省いずれも責任を負わない構造が浮き彫りとなった。

私立学校は市場原理で淘汰されるとの見方もあるが、実際には外部コンサルタントなどを交えて行う戦略的な広報により、学校説明会等では権利侵害の実態が見えにくいことが多く、受験生や保護者が気づけないこともある。問題が報じられたとしても、校名変更などでイメージを刷新することも可能であり、かつ仮に淘汰されたとしても数年の期間を要するため、在校生の救済にはつながらないという課題がある。

加えて、私立学校には多額の公的資金が投入されており、2025 年度の私学助成金は約 1,014 億円、東京都でも予算の 2.5%にあたる 1,751 億円が私学関連に充てられている。しかし、補助金が不交付となった事例はごくわずかで、児童生徒への権利侵害を理由とするものは確認できない。私立学校無償化が進む中、私立学校のガバナンス、公共性はより問われている。

このようなことから、権利侵害を放置する学校に対し、勧告や公表、もしくは助成金減額・不交付等のペナルティを設定し、速やかに児童生徒の権利救済を行う、もしくは権利侵害放置を未然に予防する仕組みを整える必要がある。

具体的には、私立学校法第 16 条（学校法人の責務）で、児童生徒の安全や権利が十分に保障された環境整備を義務付ける、第 133 条（措置命令等）で、設置する私立学校に在籍する児童生徒の安全・権利が著しく脅かされていると認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるようにする、第 134 条（収益事業の停止）に安全配慮や権利擁護を怠った状態を放置した学校に収益事業停止を命令できることを明記する、第 137 条（情報の公表）で、設置する私立学校に在籍する児童生徒の安全配慮・権利擁護を行っていくための基本計画の公表を義務付ける、などである。

ただ、現行の私立学校法第 133 条の規定であっても、都道府県は運営に著しく適性を欠き、かつ再三の行政指導でも改善が見られない私立学校に対し、措置命令や役員解任勧告を出すことはできる。なお、これらの措置命令を発動する際は、事前に都道府県が任命した私立学校関係者等によって構成される私立学校審議会に意見を求め

ることが定められている。しかし、群馬県の私立学校における運営が問題視されたことを踏まえ、平成 26 年の私立学校法改正によってこの措置命令規定が明記されて以降、この措置命令が実際に運用されたのは、静岡県が高校の教職員への給与遅配などが相次いだ学校法人に 2 度、大阪府が 3 つの幼稚園を運営する学校法人に対して、理事長が補助金の私的利用を行った際に 1 度の計 3 つ（2 法人）だけであり、措置命令の規程が定められてから 10 年間で 3 つという運用はあまりにも少ない。またいずれの前例も会計面に関することが要因となっており、児童生徒の権利擁護に基づくものではない。これは、私立学校法第 133 条制定時の平成 26 年 4 月 2 日に文部科学事務次官名義で発出された通知に記載された「留意事項」で、措置命令規定を発動できる具体例として、「①学校の運営に必要な資産の不足により、教育研究活動へ支障が生じている場合」「②理事会において必要な意思決定ができず、教育研究活動への支障や、学校法人の財産に重大な損害が生じている場合」と定められていることが要因の一つと考えられる。都道府県は児童生徒の権利擁護意識を高め、より積極的な措置命令規程の運用を行うべきであり、国もそうした働きかけを、通知などを通じて行っていくべきである。

### c. 学校教育法改正

学校教育法を改正し、生徒指導提要で定められた校則などに関する児童生徒の意見表明権の確保や情報公開、更にはその運用状態の評価などを法律に明記する必要がある。現状の生徒指導提要は、実効力を持たない公的なガイドラインに過ぎず、その内容を法律にも明記することが重要であると考え。この改正案については、2025 年 3 月 18 日に伊藤孝恵国民民主党参議院国会対策委員長らによって「学校内民主主義法案」（学校教育法の一部を改正する法律案）が提出されており、この法案の成立と、施行後の私立学校への運用がきちんとなされることを求める。特に運用状態の評価は後述する公的な第三者機関等によって行われるべきだと考える。

### d. いじめ防止対策推進法改正

補足資料 h の事例では、いじめによる生徒自殺事案の隠蔽を画策したり、虚偽の報告をしたり、第三者委員会の調査報告書を拒否したりした私立学校が何の処分も受けずに学校経営を続けた。私立学校を管轄する県も学校側に対して措置命令を行わなかった。現行法は、学校が法律に基づいて真摯にいじめ対策や初動対応を行うことを前提とするような、いわば性善説に基づいて制定されているものであるが、必ずしもすべての学校が法律に基づいた対応を行うとは限らない。このような事態を防止するため、いじめ防止対策推進法を改正し、いじめ対策や初動対応をきちんに行わなかった

学校に対し、国公立を問わず処分できるような罰則規程を設けるべきである。

#### e. 子どもの権利を擁護するための公的な第三者機関の設置と私立学校への運用

諸外国では人権擁護を目的とする公的な第三者機関が設置されている（後述）。2010年に日本は、国連の児童の権利委員会から人権擁護法案の可決と国内人権委員会の創設などを求める勧告を受けており、日本でも設置する動きは以前からあるものの、政府は法務省の人権擁護委員制度がその代用となっているとして、積極的な設置を行っていない。しかし、法務省の制度は、行政が行う取り組みであることから第三者性に欠けており、不十分である。実際に補足資料 a の事案では、法務局の人権相談窓口には保護者が相談したものの、全く解決に向けた対応をとられなかったことが明らかになっている。更に、自治体によっては子どもオンブズパーソンなどの子どもの権利擁護を目的とした専門職が条例等に基づいて設置されているが、学校現場での権利救済を十分に果たしているとは言い難く、私立学校においては尚更である（補足資料 b）。

公立学校には地域住民や保護者が参加する学校運営協議会があり、その委員は教育委員会によって任命される。一方、私立学校には評議員会（私立学校法第 23 条の 9）が設置されているが、評議員は学校法人によって任命されるため、評議員や監事が学校法人の不正や権利侵害を指摘することは難しい場合が多い。私立学校法第 58 条で理事の行為の差し止めが認められている学校法人の監事においても同様のことが言える。

加えて、私立学校は閉鎖的な環境になりやすく、権利侵害が発生してもその情報が表に出にくい傾向がある。公立学校に比べ、私立学校には情報公開を義務付ける仕組みが少なく、不祥事があっても株主総会のように外部から追及されることはない。保護者会や記者会見も学校の任意で開催されるため、必ずしも開かれるわけではなく、その結果、権利侵害の救済が難しくなることがある。さらに、私立学校を管轄する都道府県の担当部署は、学校との密接な関係性を持つ場合があり、そのため、場合によっては公正で公平な措置を取ることが難しいこともある。更に、私立学校の閉鎖性を招く大きな要因の一つに、誓約書の存在がある。誓約書とは、新入生やその保護者に対し、学校側が入学時に提出を求める文書のことであり、少なくとも、補足資料 a、b の複数校の事例において確認されている。その内容は「学校内で見聞きしたことをメディアや外部に伝えた場合、退学や損害賠償も受け入れる」「ドレスコードに違反した場合どのような処分でも受け入れる」といったもので、こうした誓約書の存在は、児童生徒や保護者を萎縮させ、権利侵害を受けたり見聞きしたりしても、外部への相談や公益通報等の告発をしにくくさせる影響をもたらす。実際にメディアの報道をきっかけに権利侵害が表沙汰になった補足資料 b の学校では、この誓約書以降、取材に応じられなくなった関係者の存在が明らかになっている。こうした誓約書の存在は、権

利侵害行為の放置や隠蔽を助長するものとしか言いようがない。

児童生徒の身分が不安定であるという点も指摘することができる。私立学校では、内部進学の見準が学業成績や生活態度に基づいており、承認見準が抽象的かつ不透明な場合が多いため、進学を希望する生徒が理由を知らされずに拒否されることがある。このような不透明な見準や権力関係が存在する中では、児童生徒や保護者が権利侵害を告発したり、意見を表明したりすることが困難になる。また、私立学校では懲戒見準が不透明であり、懲戒処分（退学や停学等）が学校の慣例や校長の判断で行われることが一般的で、対象となる生徒は十分な意見表明の機会を得られない。これにより、生徒や保護者は懲戒処分を避けるために意見を控えたり、公益通報等の告発をためらうことに繋がり、権利侵害の問題が解決されにくくなる。さらに、私立学校の教職員は学校法人に雇用されており、雇用形態が不安定な場合が多い。このため、教職員が児童生徒の権利侵害を認識しても、管理職や外部へ踏み込んだ改善を促すことは難しく、権利侵害の告発や問題提起が進みにくい環境となっている。

現在、こども基本法には子どもの権利擁護を目的とした第三者機関の設置が定められていない。こうしたことから、子どもの権利の視点をもつ専門家などの第三者が実効力をもって聴取・調査・勧告・公表を行える、公的かつ独立性の高い人権救済機関の早期設置を求める。更に、学校においても公益通報者保護の仕組みを整え、不当な処分が下された場合、第三者機関による公平な調査・勧告が行われ、救済がなされるべきである。

上記のとおり、aの相談窓口の設置と、bの私立学校法第133条制定時の留意事項に関する通知発出はできる限り速やかに行い、将来的には学校教育法改正、いじめ防止対策推進法改正、私立学校法改正、第三者機関の設置が行われるべきであると考えられる。特に、第三者機関の設置はSchool Liberty Networkが最も求めることである。

### 3. 諸外国の事例

諸外国における私立学校への対応を参考にすることもできる。

#### イギリス

イギリスの場合、私立学校での案件であっても、いじめ被害者は教育省や全英児童虐待防止協会に直接申し立てをする権利があり、それが正当であると認められれば、学校に調査が入る仕組みが確立されている。更に、イギリスでは第三者による学校評価機関 OFSTED (Office For Standards in Education)、日本語に訳すと教育水準監査院が 1992 年に設立され、弁護士、会計士、教職経験者、学識経験者などで構成する視学官が、学校を訪問して学校評価を行い、それを公表している。いじめの隠蔽を行った学校が結果的に閉校に繋がる場合もある。The Durham Free School では、Ofsted の監査によっていじめの横行が発覚し、教育省が助成金支給を停止した結果、2015 年に閉校した。Byron Court Primary School では、2024 年に同じく Ofsted の監査によっていじめや性暴力の横行が発覚し、不適格の評価を受けた結果、校長が辞職、教育省が介入して別の教育団体の管理下に置かれた。

イギリスと同様に、スウェーデンやアメリカの一部の州などでも、いじめへの適切な対応をとらなかった学校が閉校する仕組みを構築している。

#### 韓国

韓国では、1994 年に私立学校の財団汚職や非民主的な運営が問題視されたことで、2005 年に私立学校法が改正され、開放型理事制や汚職当事者の学校復帰禁止などが定められた。韓国には、人権救済機関と呼ばれる第三者機関「国家人権委員会」が存在しており、同委員会は 2024 年 9 月、済州の私立国際学校に対し、制服着用時に過度な規定を適用して服装を制限するのは人権侵害であり、生徒の自己決定権が制限されないような服装規定を教員・生徒・保護者で協議して策定するように勧告を出したり、同年 10 月にソウル市児童生徒人権教育センターが私立 A 学校に対し、宗教行事への参加を強要しないよう勧告を出したりと、私立学校における公的機関による人権救済が進んでいる。近年、私立学校法施行令が改正され、児童生徒の権利を保障する規定を明記したり、運営の公共性、透明性を強化したりするような改正が行われた。更に、ソウル市など複数の自治体には、児童生徒人権条例が定められており、学校内で服装や頭髪で自己を表現する権利や、教員による体罰の禁止などが規定されている。これらは、その自治体に住む児童生徒であれば、私立学校においても適用されるものであ

る。

イギリスと韓国双方に共通するのは、私立学校に介入できる公的な第三者機関の存在である。日本においても、児童生徒の権利擁護のために、実効力をもって聴取・調査・評価・公表を行う専門家による第三者機関の設置が急がれる。

日本国内でも、自治体の子どもの権利条例や子どもオンブズパーソンなどは存在しているが、補足資料bの事例のように、学校、特に私立学校への調査や勧告はできておらず、多くの自治体において児童生徒の人権救済を行うには不十分であるケースが多い。子どもオンブズパーソンなどの自治体専門職のより踏み込んだ運用とその仕組みづくりを求める。

## 4. まとめ

本報告書では、私立学校における児童生徒の権利侵害の実態と、その背景にある制度的課題を明らかにし、私立学校に通う児童生徒の権利擁護を実現するための必要な法制度改革を求めた。

近年の法改正や官民一体となった働きかけ等により、子どもの権利の存在や時代に合った形での校則見直しの必要性が認識されつつある。しかし、私立学校では依然として「私学の自主性」が強調されすぎるあまり、そこに通う児童生徒の権利侵害が見過ごされやすい状況が続いている。加えて、相談窓口の不明確さや、実効力をもつ公的機関の不在により、問題が放置されたり、長期化したりすることで、当事者児童生徒や保護者の負担は増し、心理的・社会的にも孤立させてしまう構造を生み出している。先の大戦の反省を踏まえ、政治の教育への介入を避けることは当然であるが、児童生徒の命と安全を守り、権利侵害を止めるために必要な法整備は不可欠である。また、行政機関に代わり、国内人権機関等の公的な第三者機関がその役割を担うことも解決策の一つであることは前述したとおりである。

現在も国内における多くの私立学校では、児童生徒の安全や権利が大切にされ、公立学校ではなし得ない先進的・独創的な教育実践が行われていることは認識しており、本報告書も全ての私立学校を批判するようなものではないことは申し添えておきたい。私たちは、児童生徒の権利侵害を放置し続ける私立学校により強い権限を行使することで、私立学校全体のイメージ向上にもつながると考えている。特に、私立学校無償化の議論が進むなかで、私立学校のガバナンス、公共性がより一層問われており、私たちの税金が投入される学校で、権利侵害が起きた際に公的機関が実効力をもって対応できるような法制度を今だからこそ行うべきである。

国公立を問わず、日本の全ての児童生徒の安全と権利が保障された学校教育環境の構築に向け、速やかな法整備が行われることを求めて本報告書とする。

令和7年6月9日

NPO 法人 School Liberty Network

本報告書に関するお問い合わせ先：[support@n-sln.org](mailto:support@n-sln.org)

## 5. 賛同人・賛同団体

※五十音順

### 《個人》

安部芳絵（工学院大学教授）  
安ウンギョン（平成国際大学専任講師・子どもの権利条約総合研究所運営委員）  
石川陽一（ジャーナリスト）  
内田良（名古屋大学教授）  
大津尚志（武庫川女子大学准教授）  
甲斐田万智子（認定NPO法人国際子ども権利センター（C-Rights）代表理事）  
加藤健三（私立城北学園城北中学校指導死遺族）  
喜多明人（子どもの権利条約総合研究所代表・早稲田大学前教授）  
郡司日奈乃（千葉県子ども基本条例検討委員・千葉経済大学非常勤講師）  
後藤富和（弁護士）  
西郷孝彦（世田谷区立桜丘中学校元校長）  
悉知信（茨城のいじめ問題を考える会代表・高校生）  
末富芳（日本大学教授）  
田中駿介（ユースプラットフォーム共同代表）  
福嶋尚子（千葉工業大学准教授）  
まつしまようこ（子どもアドボカシーAct for 代表理事）  
室橋祐貴（日本若者協議会代表理事）  
米田星慧（美容師）  
私立海星高校いじめ自殺事案遺族（匿名希望）  
京都府内私立高校元生徒会長（匿名希望）  
私立奈良学園中学校いじめ被害生徒保護者（匿名希望）  
私立宝仙学園順天堂大学系属理数インター中学校いじめ不適切対応事案被害生徒・保護者（匿名希望）  
東海地方私立高校元生徒会長（匿名希望）  
新潟県私立高校不適切指導事案被害生徒保護者（匿名希望）

### 《団体》

一般社団法人ここから未来  
糸島スマイル校則プロジェクト  
「隠れ教育費」研究室  
カルト校則廃止プロジェクト  
高校生団体「We are no longer sheep」  
私立品川翔英について考える保護者の会  
私立武蔵野東学園保護者有志（匿名希望）  
中高生団体「Students Changing Education」  
学生団体「若者の校則研究会」  
武蔵野東学園を守る会

## 補足資料

### 私立学校における権利侵害事案のおもな一例

#### a. 理不尽校則や事前説明と異なる実態を問題提起した生徒会長が任

#### 期途中で解任された事例（高校・東京都）

※School Liberty Network 創設前の 2021 年 12 月以降、複数回にわたって当事者生徒や保護者ら複数名から聞き取りを行ったもの。

#### 概要

ホームページや学校説明会で「校則がない」と言われて入学したのにも関わらず、「ドレスコード」という事実上校則と等しい指導を受けた。「指導に従わないと推薦を出さない」などの脅しを伴う発言も複数見られた。こうした状況を問題提起した生徒会長が任期途中で解任された。

#### 経緯

当該高校は、東京都 23 区内にある中高一貫校である。当初は女子校だったが、2020 年に男女共学化した。共学化に伴い、「自主・創造・貢献」という新たな校訓の通り、女子校時にあった校則を廃止。メンター制や、日々の单元テストを重視した成績評価など、個性豊かな取り組みを導入した。実際に学校説明会でも「校則はない」と明確に説明し、自由な校風をアピールしている。

2021 年 4 月には、定員 300 名を大きく上回る、818 名を入学させ、東京都から勧告を受けている。この年度から、校則がないにも関わらず、教員個人の基準によって指定品（かばんや防寒着）着用の強制や頭髮に関する指導が行われるようになった。当初は、かばんや防寒着は「学校指定品以外のものでも良い」とされていたが、途中から指定品の購入・着用を強制する指導が始まり、購入していない生徒は寒い中でも防寒着なしでの登校を余儀なくされた。入学前の説明と異なる指導を受けることになった生徒らは、これを問題視。同年秋に生徒会長に就任した男子生徒 N は、生徒指導を

担当する部署や校長への直談判や署名活動など様々な手段で「校則がないのに指導をするのはおかしい」と訴えようとするも、教員からは「私学は憲法も子どもの権利条約も関係ない」と言われ、教員との話し合いは成立しなかった。校長とは会うことすら叶わなかったうえ、署名も無効とされた。

2022年度には「ドレスコード」が制定された。その内容は（現在までに何度かの改変を経ている）、「登校時は茶のローファーを着用すること」「装飾品は禁止」「頭髮の加工は禁止」「スラックス着用時は黒紺白など落ち着いた色の足首が隠れる靴下を着用」など、一般的な理不尽校則と何ら変わりのないものであったが、学校説明会やパンフレットでは引き続き校則がないとの説明がなされた。

登校時に校門前でドレスコード検査も行われ、寒さ対策として制服の上からジャージを着ていた女子生徒のジャージを教員が取り囲んでその場で脱がせたり、ピアスをつけていた女子生徒に対して、教員がそのピアスを外そうとし、女子生徒が出血する出来事もあった。12月には、2年生の学年集会で「指導に従わないと推薦を出さない」などという脅しもなされた。

2023年度には、学校の特徴の一つであった日々の单元テストでの成績評価を、大手学習塾の模試が半分を占める評価方法に突然変更された。模試にはまだ授業で習っていない範囲も含まれていたというが、ある生徒の証言によると「成績をつけるうえで配慮はされていない」とのことであった。また、理不尽校則が社会問題化したことで是正の動きが広がっていた「地毛証明書」も、当該高校ではこの年度から携帯・提出が求められるようになった。

Nは、こうした当該高校の状況をSNSで複数回にわたり問題提起。すると、Nは「自分の名声の為に学校の評判を落とすような投稿をした」として、学校の方針に賛同する他の生徒会役員により、生徒会長を任期途中で解任されてしまった。解任について審議する生徒総会は全クラスに生配信され、個人攻撃や誹謗中傷を受けた。生徒総会は教員も立ち会っていたが、途中で止められることはなかった。なお、開票は解任を提案した生徒会役員らによって行われ、開票結果も公開されなかった。

生徒会長を解任されたNは、2023年8月、他生徒1名と共に東京弁護士会に対し、人権救済申立を起し、文部科学省で記者会見を行った。後日、もう一人の申立人生徒が教頭に呼び出され、「お前がやったんだろ。取り下げないと退学にするぞ」と脅しを受け、その生徒は申立を取り下げた。

2024年度入学生からは、パンフレットから「校則がない」という文言が削除され、**入学時に誓約書の提出が義務付けられた**。その内容は「誓約事項に違反した場合は、いかなる処分、請求を受けても異議はありません。また、授業料等の学費については全額納付します」としたうえで、「貴校の名誉、信用その他の社会的価値を害したり、秩序を乱したりしない」「貴校の「ドレスコード」を厳守し、正しい身だしなみと立ち居振る舞いを意識する」などの5項目ののち、「私は、上記の者の学費納付および上記誓約事項ならびに貴校に在籍中の行為および身上に一切の責任を負います」と書かれたものに生徒・保護者がサインをさせられるというもの。

こうした一連の改変に対し、一部生徒や保護者のあいだから「詐欺だ」という声が高まっているが、Nのように表立って声をあげる人は少ない。ある関係者はヒアリングに対し、「あの学校はおかしい。声を上げたらどんな報復をされるかわからない…」と恐れる。実際に学校側が「報復」を行うかどうかはともかく、こうした声は、これまでの学校経営によって、関係者の学校への信頼をもはや修復不可能なまでにしたということを物語っている。

当該高校に共学化前から在籍している教員の一人は「大麻や特殊詐欺などの危険因子を遠ざけたかった」と指導の理由を明かしていたことが判明している。

このほか、年度途中で当該高校を退職する教員が続出しており、2023年度上半期においても、**半年間で10名以上が退職**している。教員1名で複数クラスのホームルームを受け持ったり、「英語多読」の教科担当が半年間で途中退職によって3回交代し、授業の進行に支障が出たりする事態となっている。

## 行政機関等の対応

2023年4月11日、Nが、東京都生活文化スポーツ局私学課小中高校担当の窓口を訪れ一連の事案について相談。相談内容を学校へ報告してもらうことはできたが、強制力をもたないものだったため、効果はみられなかった（その後、複数の保護者が私学課に相談したが同様の対応であった）。私学課職員からは、「虚偽の募集によって人を集めた消費者契約法違反（不実告知）では？」と言われ、消費者生活センターに相談するも、『「退学したいので入学金を返してほしい」といったような相談しか対応できない』と言われた。

保護者が東京法務局の人権相談窓口相談したものの、具体的な対応はなされなかった。

品川区議会でこの問題が取り上げられたが、管轄外とされた。参議院決算委員会でもこの問題が取り上げられた。

## b. 理事長が保護者に暴言を吐く、自身に反論した生徒を退学処分にするなどした事例（中学, 高専等・東京都）

※School Liberty Network が、2024 年 4 月 14 日に、保護者 5 名からオンラインにて聞き取りを行ったものに加筆。

### 概要

当該学校法人は、東京都多摩地域に存在する幼稚園から高等専修学校までを運営する私立学校である。自閉症児と健常児が同じ空間で学ぶ混合教育（インクルーシブ教育）を理念として、独自の取り組みで人気を博してきた。しかし、2024 年 1 月、当該高専で行われた「校則見直し会議」の場で、意見を述べた生徒が副理事長（現：理事長）に恫喝され、「謝罪文」の提出を要求された。生徒は副理事長を強要罪で刑事告訴されたところ、2025 年 1 月に生徒は「秩序を乱した」として退学処分となった（東京地裁立川支部の勧告を受けて和解、処分は取り消された）。副理事長はその他、混合教育に関する学校独自の様々な取り組みを保護者に十分に説明しないまま、次々と廃止した。

### 経緯

当該副理事長 A は大手企業の経営者であり、息子が学校に入学した際、多額の寄付を行ったとされている。2022 年に理事、2023 年に副理事長、2024 年に理事長に就任した。

2024 年 11 月 27 日、こども基本法の施行を理由に行われた、中学での「校則緩和会議」において、有志生徒 34 人と、A とその妻、娘が参加。娘が「カラコン OK にしてほしい」と父親（A）に頼み込み、29 日には保護者へ連絡用アプリで「明日からカラ

コンや私服を認める」と通知がなされる。ヒアリングに対し保護者は、「生徒や保護者の声を聞いて校則見直ししたなら良いけど、Aとその家族の鶴の一声はおかしい」と問題視。

翌年の1月10日、当該高専で「校則緩和会議」が行われる。生徒が発言中、Aが「それはあなたの勝手な考え」などと発言を遮る。別の女子生徒Sが「まずは意見を聞くべきだと思います。口をつぐむべきだと思います」と抗議したところ、Aは激高し「嫌なら学校辞めちゃえば良いじゃん」「あなたは頭が固い人じゃん」と大声で恫喝。後日、女子生徒Sと保護者が学校へ呼び出され、Aへの謝罪文を要求された。「書かないと退学にする」と脅しを受けた。複数の保護者が行政に相談したものの対応できなかつたため、生徒は副理事長を強要罪で刑事告訴した。すると、翌2025年1月、生徒は「秩序を乱した」「生徒の本分に反した」として、既に大学に合格していたにもかかわらず、退学処分となった（東京地裁立川支部の和解勧告を受け、処分は取り消された）。

有志保護者が「Aが理事長になることを防ごう！」と、署名活動や街頭活動を実施。当初は3月27日にAの理事長への就任が決まる予定だったが、予定よりも早く理事会が開催され、2月に正式に理事長に就任。以降、A独断での方針転換、経営合理化が増加。教育理念である自閉症児の教育に不可欠な連絡ツールや障害のある卒業生が居住するグループホームなどを廃止し、高専では、教員の数を減らしてクラス数を増やし、一クラスあたりの自閉症児の人数（10人→16人に）を増やすなど、「少人数学級」の流れと逆行する改革を行った。

Aはその他、保護者会で威圧するような言動をとり、保護者の一人が過呼吸を起こして救急搬送されるという事態を招いたこともあった。保護者の一人は、「創設者の理念を無視したAの言動は許せない」と怒りを露わにしている。一方、学校側は、「事実と異なる」と主張している。

2025年3月の報道では、学園側が新入生の保護者に対し「〇〇学園で、携帯電話、録音機などを使用して録音・録画することを禁止します」「〇〇学園内で知り得た情報を、インターネット上（掲示板、チャット、ブログ、X、Facebook、その他SNSなど第三者が閲覧可能な一切の媒体を含む）に記述・投稿を禁止します」「メディア、卒業

生、卒業生保護者などの第三者に、〇〇学園および〇〇学園関係者の情報を漏洩することを禁止します」「許可なくメディアの取材を受ける事を禁止します」などの6項目を踏まえたうえで、「上記事項に違反した場合は、損害賠償請求の責任を負います。また、上記事項に違反した結果、退学処分とされた場合でも一切争わないことを約束します」と誓約させるもの誓約書を提出させていたことが明らかになった。

2025年4月、学園は、報道した記者、声をあげた保護者、元生徒、元保護者ら10名に対し「入学者減の逸失利益」として計7億円超の損害賠償請求訴訟を提起。同年3月に卒業したばかりの元生徒を含む8名の実名をホームページ上で公表した。

## 行政等の対応

武蔵野市議会の一般質問で自由民主党、日本共産党など複数会派の議員がこの問題を取り上げた。「体罰に当たるのではないか」と質問した議員もいたが、小美濃安弘市長は「学校法人の指導監督は都が所管している」と答弁。市の子どもの権利条例も強制力はないため、私立学校への実効力をもった具体的な運用は難しい。

東京都の私学課や文部科学省の担当部署にも多くの保護者が相談したが、具体的な改善はみられなかった。2025年の3月12日の衆議院文部科学委員会にて、阿部俊子文部科学大臣は「まずは、所轄庁で適切な対応がなされるものと考えている」と答弁している。また、同委員会の答弁にて、東京都は学園に対して指導・助言を行っている段階で、私立学校法に基づく措置命令を行う段階にはないと考えていることも明らかになっている。

## c. 男女交際禁止校則によって自主退学処分を受けた生徒が校則の無効性を訴えた裁判で生徒側が敗訴した事例（高校・東京都）

※裁判の記録をもとに再構成したもの。

## 概要

当該学校は、東京都区部に存在する私立高校である。この高校には、「特定の男女間の交際は、生徒の本分と照らし合わせ、禁止する」という校則（「学校生活についての諸事項」）が存在し、性交渉を伴う男女交際が発覚した場合は、自主退学勧告を行うことが慣例となっていた。2019年11月、3年生2名の交際が他の生徒からの告発によって発覚、2名は教員から事情聴取を受け、その際に性交渉の有無を執拗に問われた。2名は自主退学勧告を受け、退学した。翌2020年、女子生徒は学校法人を相手に裁判を起こし、自主退学勧告は違法という判決を受けるも、校則や指導自体の違法性は認められなかった。

## 経緯

当時3年生だった女子生徒Aは、1年生の3月頃から、同学年の男子生徒Bと交際していた。お互い交際は秘密にしており、校内でも親しい友人数名しか交際を知る者はいなかった。

ところが、2019年11月20日、Aの同級生である女子生徒Cが、Bの担任教諭にこの事実を「密告」し、二人の交際は学校側の知るところとなった。当該高校では生徒が匿名で教員に相談や連絡ができるウェブサービスが導入されており、このサービスを通じて、「誰と誰が親密にしている」などという匿名の目撃情報が寄せられ、これをきっかけに教員が生徒に事情聴取をするということも少なくなかった。

Cの密告によって交際を把握したBの担任教諭と、Bの担任教諭から事態を聞いたAの担任教諭は、その日の5時間目終了後、Aを面談室に、Bを指導室にそれぞれ呼び出した。教諭は二人に交際の実状を確認したが、二人は否定した。その際、教諭はAからスマートフォンを預かっている。

その後、学校側は性別を考慮し、事情聴取を行う担任教諭を交代した。新たにAの事情聴取を行うことになったBの担任教諭は、発覚のきっかけとなったCを同席させたうえでAの事情聴取を再開した。CはAに対し、交際を認めるよう強い口調で追及し、「付き合いがないならスマホの中身を見せても大丈夫なはずだ」とスマートフォンの開示を求めたが、Aは交際を否定し続け、スマートフォンの開示も拒否した。

Cの退室後、教諭は預かっていたAのスマートフォンを持参、Aにロックを解除するよう求めたところAが応じたため、教諭は写真フォルダを確認した。スマートフォンからは、二人が親密な様子で写っている写真が発見され、教諭は「これはどう考えてもただの良い友達どまりではないよね？」とAに尋ねたところ、Aは「友達どまりではないです、付き合っています」と交際を認め、泣き始めた。教諭は続けて、Aに交際期間や性交渉の有無について質問した。Aは当初、性交渉について否定していたが、教諭が「Bに同じ質問をしても大丈夫？同じ回答が返ってくると言える？」など

と、性交渉の有無について繰り返し尋ねると、Aは泣きながら、性交渉をした事実を認めた。教諭はもう一人の担任にAが交際や性交渉の事実について認めたことを報告し、Aには翌日以降の自宅謹慎を伝えて、18時頃に帰宅させた。

翌21日、Bの担任教諭は、二人の校則違反に関する報告書を作成し、校長に提出した。校長は、Aの指定校推薦を取り消すとともに、今までの慣例からAとBを自主退学勧告とすることに決定、本人と保護者に伝えるよう指示をした。翌22日、Aは母親とともに学校に呼び出され、担任から処分についての説明を受けた。担任が「自主退学勧告に応じなければ、少なくとも謹慎処分になると考えられるが、謹慎している間は受験をすることができず、Aが現役で大学に進学するためには、早急に退学して通信制高校などに編入する必要がある」と説明したこともあり、Aは退学したくなかったものの、現役で大学に進学することを第一に考え、25日付で退学届を提出した。Aはその後、別の高校に編入している。Bも同様に自主退学勧告を受けたのち、高校を退学した。なお、二人の退学後、密告したCについても、他の複数の生徒から「Cが男女交際をしている」との密告が教員になされたが、Cは交際を否定。特に処分は受けなかったことものちに明らかになっている。

退学から一年後の2020年11月20日、すでに大学生となっていたAは、学校法人に対して、処分や事情聴取によって受けた精神的苦痛への慰謝料や編入費用など計704万1678円の支払いを求める損害賠償請求を起こした。Aは、学習指導要領の記載内容や、個人の自己決定権（幸福追求権）などを根拠に、「男女交際禁止の校則は社会通念に照らして不合理であり無効である」と訴えた。処分については、「受験直前期において、受け入れない選択肢はないという前提のもとに行われた処分で、事実上強制的な退学処分と変わらない」などとしたうえで、「自主退学勧告は校長による裁量権の濫用であり、違法である」と主張した。

一方の学校側は、「私立学校は独自の教育方針によって教育を行うことが認められており、校則も社会通念上合理的である」と訴えて真っ向から争う姿勢を見せた。男女交際禁止校則の目的については、「生徒の心身の未成熟さを考慮して、男女交際によって精神的・肉体的な痛手を受けることを未然に防止し、生徒の健全な育成を図り、適切な自己決定ができる資質や能力を育成しつつ、高校生の本分である学業等に専念する時間を確保すること」とした。なお、「内心において恋愛感情を持つこと自体を禁止するものではない」とも主張した。自主退学勧告については、「早急に自主退学をして転校し、希望大学を複数回受験することが望ましいという説明はしたが、受け入れなければ退学処分になる旨の発言は一切していない」とした。

2022年11月30日、東京地方裁判所（村田一広裁判長）は、自主退学勧告の違法性

を認定したうえで、学校法人側に約98万円の賠償を命じる判決を言い渡した。一方で、校則や事情聴取についてはいずれも適法とし、Aの訴えを棄却した。裁判所は判決で、私立学校の独自性や、男女交際禁止校則が学業に専念させるためのものであることから、男女交際禁止の校則は有効であるとしたが、処分基準・過程などの不明瞭さ、本人や保護者への説明不足、交際が生徒に広く知られていなかったため他の生徒に悪影響を及ぼさないこと、Aの日頃の生活態度が良好だったこと、教育的指導を經ていないことなどを理由に、今回の自主退学勧告は違法と説明した。また、「(自主退学勧告の慣例が) 本件校則の違反が他の生徒に与えた影響、反省の有無・程度等を全く考慮することなく、男女交際が性交渉を伴うものであることのみを理由として、当該生徒を学外に排除することを意図したものといわざるを得ず、本件校則が本件高校の教育方針等を具体化したものであり、これを前提とする学習教育環境の維持が重要であることを踏まえても、本件慣例の形式的な適用は、教育的措置として、著しく妥当を欠くというべきである」とも述べている。

## 行政等の対応

行政等の対応は不明である。司法の判断は前述のとおりである。

## d. いじめ対応が不適切だったとして県で再調査委員会が設置された

### 事例（中学校・奈良県）

※School Liberty Networkが、2024年12月15日に、保護者からオンラインにて聞き取りを行ったものに加筆。

## 概要

当該学校は、奈良県北部に存在する私立中高一貫校である。2018年6月頃から、中学校の卓球部に所属していた女子生徒が部員からのいじめ被害に遭うようになり、学校に相談するも、適切な対応がなされなかった。女子生徒は希死念慮を覚え、不登校状態になったため、家族で県外へ転居した（中学部で退学し、県外公立学校に進学した）。加害生徒らは高等部に内部進学し、卒業した。いじめ発覚から5年が経った2024年8月、県の再調査委員会が学校の対応が不適切だったと指摘した。

## 経緯

被害生徒は2018年に入学、卓球部に入部した。同年6月頃から、4名以上の部員から、「死ぬ」「きもい」などの暴言、陰口、無視、卓球の球を投げつけられるなどのいじめに遭うようになった。いじめは1年間ほど続き、泣きながら帰宅したり、2019年8月末には「死にたい」と希死念慮を覚えるようになったりし、2年生の秋から退学学校を去るまでの一年半、不登校状態となった。被害生徒は、「生きがなかった学習ができなくなり、一番悔しい」と話している。

保護者はいじめ被害を学校側に相談したものの、学校は全ての対応を担当に任せ、校長は一度しか対応しなかった。保護者からの申し出の後には、教頭が対応した。当時の校長は元々公立学校に勤めていた人物で「暴力がないいじめだったので軽く考えていた」という趣旨の発言もあった。

加害生徒は、過去にも盗撮事案などの問題行動を起こしていた人物であったが、学校側は「加害生徒も反省しているので登校してほしい」「体育の授業で一緒になるかもしれないけれど大丈夫?」などと被害生徒に対して述べたり、被害生徒の側に別室登校を提案するなど、心のケアを行わずに再登校を勧める対応をとった。

学校側は2019年9月に県の教育振興課私学係に発生報告。一方で、「被害生徒の欠席日数が規定に達していないため重大事態ではない」とした（のちに重大事態認定）。学校側は、保護者から相談を受けた10か月後の2020年にいじめ防止対策推進法にもとづいた「重大事態」にあたるとして第三者委員会を設置し、いじめを認定したが、事実誤認なども含まれており、保護者は不十分であると訴えた。

県は2022年に県で初めて再調査委員会を設置し、28回の協議を行った結果、いじめ発覚から5年経った2024年8月に「学校の対応は不十分だった」という調査結果が公表された。

女子生徒はのちに家族とともに県外へ転居したが、18歳となった現在もPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状に悩んでいる。

## 行政等の対応

保護者によると、県の私学係との長年にわたるやりとりのなかで、部署内での前任からの引継ぎがなされていないなど、軽視されているような印象を受けたという。また、再調査委員会の委員に子どもの人権や学校事件に詳しい専門家はいたものの、県の常設委員によって構成されていたため、中立公正だったのか疑問視している。

## e. いじめ被害にあった生徒を「問題行動のある生徒」と断定し適切な対応を行わなかった事例（中学校・東京都）

※School Liberty Network が、2024 年に保護者から聞き取ったことなどをもとに構成。

### 概要

当該学校は、東京都区部に存在する私立中学校である。2021 年 6 月頃から、男子生徒が同級生から暴力を伴ういじめ被害に遭うようになり、担任に相談するも聞き入れてもらえなかった。相談後に行われた修学旅行でも、男子生徒が加害生徒から自慰行為を強要され、その様子を撮影されて学校内で拡散されるなどの被害が起きた。動画を入手した学校側は、被害者である男子生徒に非があると決めつけ、2 か月間の別室指導を行い、その間の同級生との連絡も禁止した。男子生徒は遺書を書くなど精神的に追い詰められ、2023 年 11 月には PTSD（心的外傷後ストレス障害）の診断を受けた。

### 経緯

被害を受けた男子生徒は 2020 年春に当該中学校に入学した。中学 2 年次の 6 月頃から、加害生徒の一人が気になっていた女子生徒と被害生徒が仲良くしていたなどの理由から、同級生に「持ち物を盗まれる」「階段から突き落とされそうになる」「殴られてけがをさせられる」などのいじめ加害を受けるようになった。

被害生徒は教員に相談したものの、「長いからもっと短く話せ」「あとで聞く」など対応してもらえず、「どっちもどっち」などと、被害生徒にも非があるような発言もなされた。被害生徒の保護者から担任にけがの写真を添付したメールを送るも、返信はなかった。

2022 年 11 月、沖縄で行われた修学旅行中、複数の男子生徒が被害生徒の部屋に入室し、自慰行為を強要した。一度は拒否したものの、断りきることができず、被害生徒は自慰行為を行った。その間、撮影されていることに気づき、やめるよう求めても、撮影は続いた。撮影された動画は、女子生徒も含めた数十人以上に拡散された。

修学旅行から数日後、被害生徒は動画を把握した教員によって呼び出された。加害生徒から脅しを受けていた被害生徒は、教員に「ノリでやってしまった」と答えた。学校側は被害生徒個人による問題行動であるとの認識を示し、保護者を呼び出して説

明、約2か月間の別室指導という対応をとった。

別室指導中は、複数の教員が入れ代わり立ち代わり被害生徒のもとを訪れ、「なぜあんなことをしたんだ」と問いただした。また、教室への出入りや他の生徒と連絡をとることも禁じた。更には、卒業アルバムの写真撮影にも参加できなかった。

被害生徒と保護者は、東京都私学部などの行政機関に複数回にわたって相談したものの、事態の改善は見られなかった。

2023年1月、学校から保護者が呼び出された。学校側はかねてより被害生徒を問題行動のある生徒とみなしており、「これ以上の支援・指導は難しいため内部進学ではなく外部に進学してほしい」「治療に専念してほしい」と言われた。しかし、被害生徒が病院で検査を受けても発達障害などの問題は見つからなかった。

被害生徒は外部の高校へ進学し、加害生徒たちは系列校へ内部進学した。

2024年5月、学校から「当該事案について、東京都私学部からいじめ防止対策推進法の重大事態にあたるとして報告を求められ、報告を行った」旨を報告する封書が届いた。ただし、その過程において、被害生徒への聞き取りは一度もなかった。

保護者によると、現在も学校では再発防止に向けていじめ関連のビデオを視聴させているのみで、十分な再発防止に向けた対応はなされていないという。

## 行政等の対応

被害生徒と保護者は、東京都私学部などの行政機関に相談したものの、すぐには事態の改善は見られなかった。2023年12月下旬、私学部から学校側へ事案の報告を求める連絡を行ったことで、学校側は私学部へ事案を報告した。

## f. 顧問等によるいじめ・不適切指導を学校側が無視している事例

### (高校・新潟県)

※School Liberty Networkが、2025年2月に保護者とメールのやりとりを重ね、聞き取ったことをもとに構成。

### 概要

当該学校は、新潟県中心部に存在する私立高校である。入学直後である2023年春頃から、男子生徒が運動部内において顧問から恫喝や罵倒、嫌がらせなどのハラスメントを受けたり、体罰を受けたり、部員を使っていたいじめ行為を受けている。被害生徒は

顧問の影響で適応障害と診断され、部活動の継続に支障が出ている。被害生徒の保護者は学校に相談したものの対応してもらえず、泣き寝入り状態となっている。

## 経緯

被害生徒は2023年春に入学し、入学直後から、運動部内において顧問から恫喝や罵倒、嫌がらせなどのハラスメント、体罰、部員を使ったいじめ行為を受け、現在も続いている。体罰については、顧問から謝罪する趣旨の文章を受けた。しかし、保護者が学校側へ相談するも、学校側は体罰やいじめを認定せずに適切な対応をとらなかった。

2025年現在も被害生徒は部活動の継続を望んでおり、顧問がいない時間帯のみの参加を続けていたが、学校側から2025年度以降（4月以降）上記のような配慮はしない旨の通告が届いた。

被害生徒は頭痛や吐き気などの症状があり、心療内科で適応障害と診断された。保護者は転校を考えているが、学校側から「転校はできない」旨の発言を受けた。その後、複数の学校へ転校を相談・照会したが、履修の不一致等によって転校できなかった。

保護者は新潟県の私学振興課や、新潟市の子どもの人権相談窓口などに複数回相談したものの、事態の改善は見られなかった。加えて、警察へ告訴状を提出したが、不起訴処分となった。こうしたことから、現在も泣き寝入り状態となっている。

当該学校は、ここ数年で運動部内での別のいじめ事案が複数発生しており、重大事態認定をされたり、県が「学校側の調査は不十分」として再調査が必要としたケースも起きている。こうしたことから、いじめや不適切指導を認知しないという対応をとっているのではないかと推測できる。

## 行政等の対応

前述のとおり、保護者は、新潟県私学振興課や新潟市子どもの権利相談室こころのレスキュー隊などの行政窓口相談したものの、私学課からは「校長先生にお話することしかできない」と言われ、相談室は副校長とは話ができたが、結果的に両窓口共に事態の改善には繋がらなかった。

## g. 複数の教員による性加害に学校が適切な対応をしなかった事例

（高校・東京都）

※School Liberty Network が、2025 年 4 月に同校に勤務する非常勤講師と面会し、聞き取ったことをもとに構成。

## 概要

当該学校は、東京都区部に存在する私立の女子校である。把握しているだけでも、2018 年から 2020 年にかけて、複数の男性教員が女子生徒や同僚女性教員に対し、パワハラ・セクハラ・性加害等の行為を行った。被害生徒や教員らは管理職に掛け合ったが、適切な対応はなされず、現在も放置された状態である。

## 経緯

2018 年 4 月から 12 月にかけて、男性教諭 A に「体を触られた」「ばい菌扱いされた」「二者面談で関係のない不適切な質問が執拗になされた」などの被害相談が少なくとも 15 件、勤務する女性非常勤講師のもとに寄せられた。伝聞も含めると、30 人以上の被害が確認されている。同年 12 月、教諭 A の行動に改善の兆しがないため、被害生徒たちの要望を受けた講師は「A の行為をやめてほしい」という生徒たちからメッセージを集めたが、講師はメッセージを集めていることを把握した校長に呼び出され、「そのようなことはやめてください」と叱責を受けた。

2019 年 6 月、男性教諭 B が 2 年生女子生徒に対し、生徒の体に触れる痴漢行為を行った。その様子は、友人の生徒 2 名にも目撃されていた。被害生徒が廊下で号泣していたところを、前述の非常勤講師が発見し、事態を確認。管理職（全て男性）に相談し、「目撃生徒も同席のうえ事情聴取を行ってください」と要望した。しかし、男性校長補佐は、目撃生徒 2 名を部屋から締めだし、被害生徒と 2 人きりの状態で事情聴取をするという二次加害を行った。突然の事態に混乱した被害生徒は、被害についてうまく説明することができなかった。男性校長補佐は聴取後、講師に対し「あの子は家庭に問題がある子だから」と、あたかも被害生徒に非があるような言葉を発し、調査を打ち切った。

2020 年 4 月、男性教諭 C が同僚の女性非常勤講師に対し、尻を指で突くという痴漢行為を行った。講師は管理職に相談したが、「教諭 C に聞いたら、そんなことはしていないと言っていた」とされ、調査は打ち切られた。

講師はその後労働組合などに相談したが、解決には至らなかった。なお同校は、2023 年に労働基準法違反による是正勧告を受けたり、同年に学習指導要領に反する不適切な指導計画に基づいた授業を行っていたとして、謝罪したりと、法令違反を繰り返している学校である。

## h. 校内で発生したいじめ自殺事案に関する第三者委員会報告書を学

### 校側が拒否した事例（高校・長崎県）

※2025年5月に行った遺族へのヒアリングおよび石川陽一著『いじめの聖域 キリスト教学校の闇に挑んだ両親の全記録』をもとに構成。

#### 概要

当該学校は、長崎市中心部にある中高一貫校である。2017年4月、当該学校に通う高校2年生の男子生徒が、自ら命を絶った。自殺後に見つかった手記には加害生徒の実名入りでいじめ被害を示唆する記述があった。学校側は自殺を「突然死」や「転校」と言い換えて発表しようとしたり、加害者への指導も行わなかったりと、いじめや自殺をなかったことにしようとした。加えて学校側は、第三者委員会の調査による「自殺の主たる要因はいじめ」という結論を「論理的な飛躍がある」と拒絶した。現在、遺族と学校とのあいだで訴訟が続いている。

#### 経緯

2017年4月20日、長崎県の私立高校2年生の男子生徒が、公園で自ら命を絶った。生徒が残した手記には加害者とされる同級生の実名とともに、いじめ被害に遭っていた旨が記されていた。

学校側は、遺族に「マスコミも本校の事案だと気付いていないようだし、突然死ということにしないか」「望むなら転校したこともできる」と偽装を持ちかけた。学校側は手記を見て当初いじめと認めたものの、「対応はすべて第三者委員会に任せている」という理由から、「追悼のため祈る」などの儀礼のみを行い、クラスでの話し合いや加害者への指導は一切行わなかった。学校は生徒に対し、いじめ事案に関するアンケート調査を実施、複数の生徒が「いじめはあった」旨を回答したが、学校側は遺族に対し「何も出てこなかった」と報告した。遺族とやりとりしていた管理職は、職員にも情報共有を行っておらず、自殺から11ヵ月経っても担任と学年主任が加害者生徒の氏名を把握していない状態だった。

更に、遺族が相談した県の学事振興課の参事は、遺族の前で学校側の自殺偽装提案を「突然死まではギリ許せる」と学校側の対応を擁護するような発言をした。

2018年11月、学校側が設置した第三者委員会が「自殺の主たる要因はいじめ」と認定する調査報告書を出したものの、学校側は「論理的な飛躍がある」と結果を受け入れない旨を遺族側へ通知した。いじめ自殺を否定する具体的な証拠や論拠は何も示していない。加害者へ事実確認や指導をしないまま、当該生徒たちは卒業した。

加えて、生徒が学校でのいじめで自殺した場合に日本スポーツ振興センターから遺族に支払われる死亡見舞金の申請を学校側は拒否。更には、学校側の代理人弁護士が『損害賠償請求権を放棄するなら、見舞金の申請を考える』と遺族側に持ちかけてくるなどの対応が続いた。結果、遺族は弁護士に依頼し、自ら見舞金を申請した。

2019年2月、長崎県庁で両親が記者会見し、第三者委員会の結論を学校側が拒絶したという事態を訴えた。その約3か月後、当該高校の別の生徒が学校の敷地内で自殺した。この自殺についても、学校側から詳細な発表はなされていない。

2022年11月4日、遺族は約3200万円の損害賠償と学校ウェブサイトへの謝罪広告の掲載を学校側に求めて長崎地裁に提訴した。現在、遺族は「息子と同じ目に遭う子どもが出ないように」という思いから、「いじめに適切な対応をとらない学校や自治体に国が直接立ち入り調査を行って処分を課すなどの仕組みづくりが必要だ」といじめ防止対策推進法の改正を求めて署名活動を行っている。

## 行政等の対応

前述のとおり、遺族は県の学事振興課に相談したが、応対した参事が「学校側は遺族に寄り添った対応をしてきた」とし、学校側の自殺偽装提案を『突然死』まではギリ許せる」と発言した。遺族が「それは文科省のガイドライン違反だ」と指摘すると、「今のはなしで」と発言を撤回した。その後、県は「あとは学校と話し合ってください」と遺族を突き放し、学校側に寄り添った対応を続けた。2021年4月、遺族は県の参事を法令違反等通報制度に基づいて通報したが、「いじめ防止対策推進法や関連のガイドラインの守るべき主体は学校であり県ではない」という理由から、県に法的義務はなく、参事の対応にも違法性はないと結論付けられた。なお、いじめ防止対策推進法は第3条で「国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない」と定めており、県の主張は正当性を欠いている。

遺族は文部科学省児童生徒課にも相談したが「国から直接私立学校を指導することはできない」という回答だった。

## i. 加害校主体による背景調査の限界と私学における制度的課題を含む

### む指導死の事例（中学校・東京都）

※School Liberty Network の依頼に基づき、当事案遺族・加藤健三氏が執筆したもの

『学校の教員の指導に一定の問題があり、それと調査対象生徒の自死との間に事実的因果関係がある』というのが当委員会の結論です。

2022年1月、第三者委員会の最終報告で伝えられた内容です。

#### 【事件の概要】

遡ること2017年12月、終業式で校長から年賀状の意味について講話があった。長男A（13歳）が所属する水泳部でも年賀状を書かせる指導があり、顧問Xから自宅住所を書いたメモが部員に共有された。

住所を書き写す生徒や写メを撮る生徒がいる中、Aは先輩から写メを送るよう頼まれた。

XはAのクラスの教科担任でもあり、Aは住所の写真を先輩だけでなくクラスのグループLINEにも載せた。後の調査報告ではクラスの友人からも年賀状を出せるようにとの善意と目しているが、翌25日、AはXから悪意ある行動と決めつけられ一方的で威圧的な指導を受けた。指導後、Aは送った住所で年賀状を書かないでほしい旨を同グループLINEで伝え、自らグループを退会した。

同日、ゲームセンターに於ける金銭紛失の苦情が学校に寄せられ、翌26日にY教諭からAだけに聴き取りが行われたが、わずか数分後に重ねてXがAの関与という予断を持った聴き取りを行い、場当たりにZ教諭も加わった。ZはAの否定を余所に、犯人であることを前提としてZ自身が虚偽の事実を用いるカマかけを行い、Aに強い心理的圧迫と不安感、恐怖心を煽った。重ねてXから住所の指導も繰り返された。

Aは何よりも楽しみにしていた水泳部の更衣室からカバンを持って学校を後にし、電車で飛び込んで自殺した。

以上が冬休みの講習期間、学校管理下で生徒の命が失われた事件概要です。49カ月の後に手にした調査報告書には、それまでの学校説明とは大きく異なる内容や初めて知る内容が多数確認されました。

### 【制度の問題】

- 1) 加害側である学校・教員の自供に依存せざるを得ず、公平な裁判を受けられない
- 2) 指針<sup>※1</sup>が当該学校を調査の主体と定めており、遺族意見の軽視、改ざん、虚偽説明、約束の反故といった学校優位な進行が助長された
- 3) 文科省・都・J S C<sup>※2</sup>が学校のみで報告を課し、責任を問われる報告記載がなされ  
難しい
- 4) 政府によるCDR<sup>※3</sup>に於いて遺族への確認がなされず実態把握に繋がらない
- 5) 懲戒処分量定の効力が私学に及ばず、抑止力にならない
- 6) J S Cの死亡見舞金給付まで4年半を要し、被害遺族の救済の役を成さない
- 7) 自殺原因が第三者行為でも対応する機関がない

※1：子供の自殺が起きたときの背景調査の指針、※2：(独)日本スポーツ振興センター、※3：Child Death Review/こども家庭庁による予防のためのこどもの死亡検証

### 【遺族の願い】

指導死は遠いどこかの他人事ではなく、子を持つ全てのご家庭に起こり得ます。本書は我が子の死を晒すものでも、追い詰めた学校法人を糾弾するものでもありません。事件をひとりでも多くの方に知って戴くことにより守れる命があるならば、防げる自死があるならばとの思いから作成しました。

目を覚ますと家族5人、狭い部屋で鰻の寝床状態で寝ていた何気ない日常が幸せでした。当たり前前に感じていた幸せを一変させる余りにも重苦しい悲痛が繰り返されないことを心より祈念しています。

指導死遺族 加藤健三

## j. その他の事例

※いずれも School Liberty Network が 2022 年から現在までに当事者から直接聞き取りを行ったもの。

・創立者の誕生日になると、創立者を前に「創立者先生、お誕生日おめでとうございます！」と叫ぶ儀礼を強要される。コロナ禍においてもリモートで実施された。(高校・埼玉県)

・欧米由来の自由な教育を実践している高校において、「黒い服を着てはいけない」「サッカーをしてはいけない」などのルールを強要される。理由を聞いても、非科学的な回答しか返ってこない。欧米由来の教育実践の一環だと捉えていたが、よく調べてみると、本国の系列校にはそのようなルールはなかった。(高校・神奈川県)

・通学路に生徒指導担当の教員が立っており、服装違反などがあると大声で周囲の人に聞こえるように指導される。生徒は「公開処刑」と恐れている。生徒会が校則見直しを求める要望書を提出するも、些細な理由から 10 回以上書き直しを命じられ、一向に本格的な議論に入れない。校則問題に熱心に取り組む生徒が卒業するのをゆっくりと時間をかけて待っている印象。(高校・三重県)

・教育理念ではとても先進的で時代の変化に合わせたことを謳っているが、校則や生徒指導になると急に保守的になる。生徒が着用するスラックスの色が理事長の独断で決まってしまう、「めっちゃダサイ」と不評。理事長とはなかなか会う機会がないため、意見を伝えることもできない。(高校・神奈川県)

・校則を変えるために何度も教員に働きかけるも、取ってつけたような理由から何度も拒絶されてしまい、些細な改正を行うまでに 4 年かかった。しかし、自分は既に卒業した後で改正の恩恵は受けられなかった。(中高・神奈川県)

・(伝統ある女子校に勤める新任教員の話) 生徒会は「校則を変えたい」と活動しているが、ベテランの教員と保護者の多くは学校の特色である「清楚な女性像」を追求しているため、校則見直しには否定的。自身もできれば校則指導はしたくないが、手を抜くと先輩教員に目をつけられてしまうので仕方なくやっている。そのうちに感覚が麻痺していってしまう。(不明・東京都)

## 私立学校における児童生徒の権利擁護に関連する法令（一部）

### a. 私立学校法第 5 条の規定

・私立学校法第五条（学校教育法の特例） 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

・学校教育法第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

### b. 私立学校法第 133 条の規定

・私立学校法第百三十三条（措置命令等）所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### c. 行政手続法第 2 条・第 32 条の規定

・行政手続法第二条 六（行政指導） 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

・行政手続法第三十二条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

## 韓国における児童生徒の権利擁護に関連する法令（一部）

※以下は、私立学校法の上位法にあたるため、私立学校にも適用される

### a. 教育基本法

#### ・第5条（教育の自主性など）

①国家と地方自治体は教育の自主性と専門性を保障しなければならないが、国家は地方自治体の教育に関する自律性を尊重しなければならない。

② 国と地方自治体は管轄する学校と所管事務に対して地域実情に合う教育を実施するための施策を樹立・実施しなければならない。

③ 国家と地方自治体は学校運営の自律性を尊重しなければならないが、教職員・児童生徒・保護者および地域住民などが法令で定めるところにより学校運営に参加できるように保障しなければならない。

### b. 初中等教育法

・第17条（児童生徒自治活動）児童生徒の自治活動は推奨・保護され、その組織と運営に関する基本的な事項は学則で定める。

#### ・第18条の4（児童生徒の人権保障など）

①学校の設立者・経営者と学校長は憲法と国際人権条約に明示された児童生徒の人権を保障しなければならない。

② 児童生徒は教職員または他の児童生徒の人権を侵害する行為をしてはならない。

#### ・第20条の2（学校長および教員の生活指導）

①学校長と教員は児童生徒の人権を保護し、教員の教育活動のために必要な場合には法令と学則で定めるところにより児童生徒を指導することができる。

以上